

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総
理大臣及び総務大臣が定める事務を定める件

(平成二十九年三月十日)
(総務省告示第八十二号)

改正	平成二九年	六月二三日	総務省告示	第二〇一号	
	同	三〇年十一月二八日	同	第三九二号	
	令和	元年	九月二日	同	第一五九号
	同	三年	八月二七日	同	第三〇一号
	同	三年	八月三一日	同	第三〇九号
	同	四年	二月四日	デジタル庁／総務省／告示第	一号
	同	五年	二月一〇日	同	第三号
	同	五年	三月七日	同	第六号
	同	五年	九月二七日	同	第三六号
	同	五年	十一月一四日	同	第四一号
	同	六年	二月二六日	同	第四四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第十八条第二項第四号の規定に基づき、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める件

(令三総省告三〇一・改称)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる者が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

事務実施者	事務
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株

	式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
	便益の提供を受ける権限を有する者であることの識別及び認証等に関する実証に係る事務
株式会社内田洋行	株式会社内田洋行に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データに使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
日本郵政株式会社	日本郵政株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	日本郵政株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
日本郵便株式会社	日本郵便株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	日本郵便株式会社が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
株式会社ゆうちょ銀行	株式会社ゆうちょ銀行に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	株式会社ゆうちょ銀行が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
株式会社かんぽ生命保険	株式会社かんぽ生命保険に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	株式会社かんぽ生命保険が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

一般社団法人幡多医師会	一般社団法人幡多医師会が管理する医療情報データベースに登録されている者であることの識別及び認証等に係る事務
イツモスマイル株式会社	イツモスマイル株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	イツモスマイル株式会社が管理するアプリケーションを使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
一般社団法人鹿児島地域医療介護ネットワーク	一般社団法人鹿児島地域医療介護ネットワークが管理する医療情報データベースに登録されている者であることの識別及び認証等に係る事務
株式会社構造計画研究所	株式会社構造計画研究所に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
モバイルクリエイト株式会社	モバイルクリエイト株式会社に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二三日総務省告示第二〇一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年十一月二八日総務省告示第三九二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年九月二日総務省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年八月二七日総務省告示第三〇一号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和三年八月三十一日総務省告示第三〇九号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月四日／デジタル庁／総務省／告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年二月一〇日／デジタル庁／総務省／告示第三号）

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 （令和五年三月七日／デジタル庁／総務省／告示第六号）

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 （令和五年九月二七日／デジタル庁／総務省／告示第三六号）

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 （令和五年十一月一四日／デジタル庁／総務省／告示第四一号）

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 （令和六年一二月二六日／デジタル庁／総務省／告示第四四号）

この告示は、公布の日から適用する。